様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）はなたにけんせつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 花谷建設株式会社  （ふりがな）はなたに　なおつぐ  （法人の場合）代表者の氏名 花谷　尚嗣  住所　〒559-0024  大阪府 大阪市住之江区 新北島３丁目１番３３号  法人番号　7120001031439  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　花谷建設公式ホームページ(会社情報>DX方針) | | 公表日 | ①　2025年 6月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ「DX方針」内に記載  　https://www.hanatani.co.jp/about/dx/  　DX方針 | | 記載内容抜粋 | ①　建設業界を取り巻く経営環境は、少子高齢化に伴う労働力人口の減少、資材価格の高騰、法規制の高度化、働き方改革の進展等により大きく変化しており、企業としては生産性の向上と新たな付加価値の創出が喫緊の課題となっています。  当社においても、これらの課題に対応するため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に取り組んでいます。具体的には、施工現場において施工管理ツールを導入し、工程・品質・安全管理の効率化を図ることで、現場作業の生産性向上に努めています。  営業部門においては、ノーコードツールを活用した顧客情報および商談履歴の一元管理を実現し、営業活動の可視化と属人化の防止を進めています。  また、全社的な取組としてペーパーレス化を推進し、紙書類の電子化を進めることで、業務の効率化と情報共有の迅速化を図っています。今後も引き続き全社的なDXの推進を進め、業務プロセスの最適化と付加価値創出に努めるとともに、経営環境の変化にも柔軟に対応し、持続的な成長を実現できる企業体制の構築を目指していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は、取締役が発足させたDX推進プロジェクトに基づき作成され、取締役会により承認された。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　花谷建設公式ホームページ(会社情報>DX方針) | | 公表日 | ①　2025年 6月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ「DX方針」内に記載  　https://www.hanatani.co.jp/about/dx/  　課題解決に向けてのデジタル活用およびデータ活用の方策 | | 記載内容抜粋 | ①　● デジタル活用のための環境整備  ● ノーコードツールによるデータ管理・可視化の推進  ● 施工管理ツール等の活用による現場業務の効率化・管理精度向上  安全管理：現場での安全パトロール結果やヒヤリハット事例等をデジタルで記録・共有し、安全衛生意識の向上に活用する。  品質管理：施工検査記録や写真管理をデジタル化し、品質不良の未然防止と是正措置の迅速化を図る。  工程管理：施工計画・実績をデジタル管理し、工程遅延の早期把握や適正な工期管理を実現する。  原価管理：受発注や予算実績管理をシステム化し、原価のリアルタイムな把握と収支管理の精度向上を図る。  顧客管理：顧客情報・商談履歴等を一元管理し、迅速かつ的確な顧客対応を実現する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は、取締役が発足させたDX推進プロジェクトに基づき作成され、取締役会により承認された。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　花谷建設公式ホームページ(会社情報>DX方針)  　デジタル活用戦略推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では、DX戦略を効果的に推進するための体制整備として、以下の取り組みを実施している。  ① DX推進プロジェクトの設置  デジタル化・DX推進に向けた社内横断のDX推進プロジェクトを設置し、各部門が直面する課題を持ち寄り、具体的な対応策の検討および実行を行っている。  ② 定例・臨時のミーティング体制  • 月2回、社外専門家も参加する定例ミーティングを実施し、各部門のDX推進状況、課題進捗、改善施策等について意見交換および検討を行っている。  • 必要に応じて随時臨時の部門横断ミーティングを開催し、発生した課題への迅速な対応策の協議・実施を進めている。  ③ 社外情報の積極的収集と共有  • DX関連の外部セミナー・講習会・他社事例研究会等に積極的に参加し、最新の技術動向・取組事例・法制度改正情報等の収集を行うとともに、社内における共有と活用を図っている。  ④ プロジェクトメンバーの選定と人材育成  • 各部門において、実際の業務課題に直面している担当者を中心にプロジェクトチームを編成し、現場実務に即した実践的なDX施策の検討を進めている。  • DX推進に関する新たな人材の育成・確保については、既存業務と兼務可能な範囲での社内教育および外部研修等を活用し、段階的に人材の裾野を広げている。  今後も経営層の関与のもと、全社的な体制強化と着実なPDCAサイクルによる取組継続を推進し、実効性の高いDX推進体制を構築していく。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　花谷建設公式ホームページ(会社情報>DX方針)  　課題解決に向けてのデジタル活用およびデータ活用の方策 | | 記載内容抜粋 | ①　● デジタル活用のための環境整備  　⇒ 社内インフラとしてのノーコードツール、施工管理ツール等の運用体制整備  　⇒ 各拠点・現場におけるWi-Fi環境の整備  　⇒ 管理部門・現場担当者へのPC・タブレット・スマートフォン等の端末配備 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　花谷建設公式ホームページ(会社情報>DX方針) | | 公表日 | ①　2025年 6月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページ「DX方針」内に記載  　https://www.hanatani.co.jp/about/dx/  　デジタル戦略達成度に関する指標 | | 記載内容抜粋 | ①　業務デジタル化率、部門間デジタル連携率、課題解決数、教育人材育成状況　など |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年12月 4日 | | 発信方法 | ①　花谷建設公式ホームページ(会社情報)  　ホームページ「会社情報」内最下部に記載  　https://www.hanatani.co.jp/about/  　DXについて | | 発信内容 | ①　建設業界は大きな転換期を迎えており、花谷建設でも従来のやり方だけでは作業所の負担軽減や成長が難しくなっています。そこで私たちはDXを重要な経営テーマとして掲げ、作業所の声に寄り添った「小さな一歩」から取り組みを進めています。  ノーコードツールの試験導入による業務の見直しや、AIを活用した議事録作成・情報整理など、日々の仕事を少しでも楽にし、生産性を高める取り組みが動き始めています。これらは働き方改革にもつながる大きな前進です。  DXは技術導入だけではなく、社員が安心して使え、仕事の質が高まると実感できる文化づくりです。 私たちはこれからも、作業所に寄り添い、社員とともに「次の当たり前」をつくりながら、地域に貢献できる企業であり続けていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。